

学校感染症による治癒連絡票について

日頃より本校の学校保健に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法施行規則により出席停止の期間が定められています。この期間は、十分な休養や早期回復、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童・生徒が登校できない期間です。(欠席扱いにはなりません)

つきましては、医師の指示により、感染させる恐れがなくなった児童・生徒が再登校する際には、以下の「学校感染症による治癒連絡票」に医師より受けた指示の内容を保護者の方が御記入の上、学校へ御提出ください。

問合せ先
東京都立志村学園
電話番号：03-3931-2323
就業技術科：副校長、養護教諭
肢体不自由教育部門：副校長、養護教諭

学校感染症による治癒連絡票

東京都立志村学園 学校長

※ 該当の箇所には○をつけてください。

高等部就業技術科・肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）

年 組 児童生徒氏名： _____

感染症名	
受診した医療機関名	
医療機関電話番号	
発症日	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日に上の医療機関を受診し、医師より登校再開の許可を得ました。

令和 年 月 日

保護者氏名： _____

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラ ッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであ るものに限る） 中東呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイル スに限る） 特定鳥インフルエンザ （感染症の予防及び感染症罹患に対する医療に関する法 律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に 規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律第六条第七項から 九項までに規定する「新型インフルエ ンザ等感染症」「指定感染症」及び「新 感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除 く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日 を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適 正な抗菌薬療法による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し した後5日を経過、かつ、全身状態が良好に なるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認められるまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認められるまで
その他	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が 起こった場合に、その感染拡大を防ぐため に、必要があるときに限り学校医の判断を 聞き、校長が第三種の感染症として緊急的 に措置をとることができる。

（参考）学校保健安全法施行規則、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月8日施行）